

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月29日

【会社名】 株式会社カンセキ

【英訳名】 KANSEKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 静夫

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

【電話番号】 028-658-8123(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 高橋 利明

【最寄りの連絡場所】 栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

【電話番号】 028-659-3112

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 高橋 利明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年5月25日の第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円 総額29,039,932円

ロ 効力発生日

平成29年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単위를最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は、上記行動計画の趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

また、本総会の第3号議案に係る株式併合（2株を1株）による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を5,100万株から2,550万株に減少させるものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、本総会の第3号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当該株式併合の効力発生日である平成29年9月1日をもって効力が発生するものとするため、その旨の附則を設けるとともに、同附則は変更の効力が発生した日の経過後、これを削除するものいたします。

第3号議案 株式併合の件

(1) 株式併合を必要とする理由

本総会の第2号議案に係る定款一部変更により、単元株式数を1,000株から100株へと変更することと併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式の総数の適正化を図るため、株式の併合を実施するものであります。

(2) 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたします。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年9月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

25,500,000株

(5) その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	11,781	5		(注) 1	可決 92.44
第2号議案 定款一部変更の件	11,766	20		(注) 2	可決 92.32
第3号議案 株式併合の件	11,766	20		(注) 2	可決 92.32

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。